

論点 1：代替養育における特別養子縁組の優先的な検討【短期】

1. 現状の取組・課題

検討の視点：実父母の同意が無い場合の特別養子縁組の検討

【現状】

- ・令和5年度の都の特別養子縁組成立率*は約1.4%（全国約1.0%）

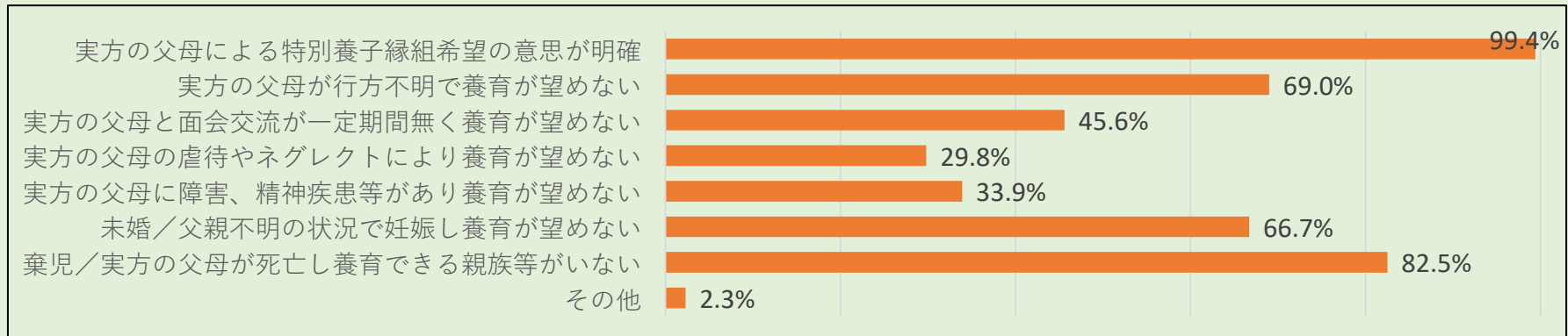
※特別養子縁組成立率＝特別養子縁組成立件数／(特別養子縁組成立件数+社会的養護のもとで暮らすこども数（令和6年3月末）)

- ・特別養子縁組は実父母の同意以外にも、虐待等で長期間養育が見込まれない場合にも申立ては可能であるが、例が少ないため検討自体が少ない。
- ・障害や病気等ケアニーズが高い児童は縁組成立が困難なことが多く、検討も乏しい。
→都において、特別養子縁組の検討が限定的である可能性

【課題】

- ・縁組の成立のしやすさや同意の有無のみにこだわらず、児童のパーマネンシー保障の観点から方針の検討が十分では無い可能性。
- ・「実父母の同意」以外の理由での申立経験が乏しい。

全国の児童相談所において選択肢として特別養子縁組を検討するケースの内訳（複数回答）



論点1：代替養育における特別養子縁組の優先的な検討【短期】

2. 具体的な論点案

- ・ 特別養子縁組の検討を含む**家庭養育推進のためのフローチャート等、児童福祉司のサポートとなるツールの作成**を検討
- ・ 管理職を含め、全ての児相職員が**パーマネンシーの概念に理解を深めるための体系的・継続的な研修**の実施の検討
- ・ **パーマネンシー保障について**、親子分離後のケースマネジメントを強化するため、**担当児童福祉司へのコンサルテーション・協働が可能な家庭養育推進専門チーム**の設置を検討

※家庭養育は分離予防・家庭復帰による実親の養育、親族等による養育、特別養子縁組、里親委託を含む。

論点2：児童相談所長による特別養子適格の確認の申立の積極的な検討【短期】

1. 現状の取組・課題

検討の視点：児童相談所長による確認の申立が望ましい事例や状況の整理

【現状】

- ・令和5年度の都児相の特別養子縁組成立件数36件の内、児相長による適格確認の申立は2件
→都児相では適格確認の申し立ての活用が進んでいない。

【課題】

- ・実務上どのようなケースに活用するか整理がついておらず、ノウハウの蓄積が必要

全国の児童相談所において児童相談所長申立をしたケースの主な理由の内訳

特別養子縁組はすべて児相長申立の方針	27.0%	
実方の父母が行方不明かその懸念があった	17.6%	
実方の父母に翻意の懸念があった	14.9%	
養親候補者の住所を実方の父母に知られたくなかった	13.5%	
実方の父母の不適切な養育状況の立証が必要だった	11.5%	
実方の父母の同意が得られなかった	4.7%	
養親候補者が申立に負担を感じていた	2.7%	（令和4年度厚生労働省子ども家庭局 子ども・子育て支援推進調査研究事業「特別養子縁組推進のための環境整備に関する調査研究 報告書」）
実方の父母と対立があった	2.0%	
その他	6.1%	

2. 具体的な論点案

- ・児相長所長申立を活用する事例を整理し、**実務マニュアルへの記載**を検討
- ・実親とのやり取りや裁判資料など具体的な進め方を、**事例共有システム**を用いて都全体で共有

論点3：乳児院の体制拡充【短期】

1. 現状の取組・課題

検討の視点：乳幼児の受入れから里親等委託までを円滑に進めるための体制の確保

【現状】

- ・近年、乳児院の新規入所児童における一時保護委託の割合が増加、0歳児の入所状況は逼迫
- ・児童相談所と連携して、養親希望者と養子候補児童の交流、マッチング、アフターケア等を実施するため、令和7年度より乳児院に特別養子縁組推進員の配置を開始
- ・都内の病院が内密出産及び新生児等の匿名預かりを開始

【課題】

- ・一時保護委託の増加により、入所児の入れ替わりが激しく、個々の特性や健康状態を把握する難しさが増大、乳児1人当たりの関係機関との調整業務が増加
- ・夜間の手厚い支援体制が必要となる0歳児の受入れ増や、夜間の緊急一時保護に対応するための体制が必要
- ・特別養子縁組の候補児童が挙がっても、委託までにアセスメント、マッチング、交流に時間を要しており、特別養子縁組推進員の役割は重要だが、3施設での配置に留まっている

2. 具体的な論点案

- ・1歳未満児や夜間の緊急一時保護に対応するための体制の整備が必要ではないか
- ・乳児院において、特別養子縁組を推進するための体制の整備を更に進めるべきではないか

論点4：縁組成立後の継続支援【短・中長期】

1. 現状の取組・課題

検討の視点：養親子が支援を必要としたタイミングでの適切な支援

【現状】

- ・縁組成立の審判確定後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続
- ・生い立ちの整理などライフステージに合わせた支援について、里親登録継続者に対しては、令和4年度より縁組成立後の養親子向け個別支援プログラムを案内

【課題】

- ・真実告知のタイミングに合わせた生い立ちの整理などライフステージに応じた親子支援が必要だが、支援機関とのつながりが途絶えてしまう場合がある。
- ・実親の情報をどの程度、どのように伝えるかは、専門機関や弁護士等の助言も重要
- ・子どものアイデンティティーの確立のため、生い立ちの整理の的確な実施や、実親・親族との交流についても検討が必要

2. 具体的な論点案

- ・縁組成立後どのような支援を受けられるのか、**児童相談所職員等の支援者が養親子に説明するためのリーフレット**等の作成を検討
- ・**児童の生い立ちの整理や養親子向けサロンの開催等**、個別の支援ニーズに合わせた**プログラムの利用の促進**
- ・児童・里親・実親各々の意向を踏まえ、**パーマネンシー保障するための実親・親族との交流の在り方**を検討

< 事業内容 >

1 縁組成立後の里親等に向けた個別支援プログラムの実施

縁組成立後の里親等を対象として、児童の家庭を取り巻く個々の状況に応じた、児童の生い立ちの整理（ライフストーリーワーク）のための個別支援プログラムを実施

種別	項目	実施内容	時間	実施規模・回数
ステップ1 ＜講義形式＞	真実告知やライフストーリーワークの意義・重要性に関する講義	ライフストーリーワークの専門家により、真実告知や、児童の生い立ちの整理の必要性や講義を行い、個別支援を行う前の基本的認識の定着を図る	90分	1回25人程度 年2回実施
ステップ2 ＜個別支援＞	個々の家庭の状況に合わせた個別相談支援	ライフストーリーワークの専門家が、里親と個別にZOOMで面談し、真実告知に関する悩みの相談や家庭にあったライフストーリーワークの方法等を伝える。	30分	年間50人程度 随時実施
ステップ3 ＜グループ＞	相談支援後の実践を踏まえたグループワーク	個別相談支援を踏まえた実践結果を踏まえて、当事者同士のグループワークを行い、体験の分かち合いを行うことにより、真実告知に向けた意識の更なる向上を図る。	120分	1回10人程度 年5回実施

2 個別支援事例の事例検討（児童相談所職員等支援者向け）

項目	実施内容	時間	実施規模・回数
個別支援事例の事例検討	個別支援プログラムの事例をもとにした、児相職員や里親支援機関職員等の支援者向けの事例検討会を開催し、各機関で実施する養子縁組成立後の里親への支援力向上を図る。	90分	1回定員30人 年2回実施

< 実施方法 >

里親支援に係る業務委託の実施内容の一部として、個別支援プログラム事業の運営を実施機関に委託

ライフストーリーワークとは

- 代替養育の下で育つ児童が自分の生い立ちを知らないことにより、「自分はいなくてもいい存在」と思いこむなど、アイデンティティ形成の妨げになることが指摘
- ライフストーリーワーク（生い立ちの整理）は、児童が、自分の過去に起こった出来事や、その時の家族のことを理解し、自身の生い立ちやそれに対する感情を信頼できる大人の支えと共に整理していく取組
- 1970年代に英国で始まった取組であるが、わが国においても、国の「里親・ファミリーホーム運営指針」の中で生い立ちの整理の重要性に関する記載がある等、社会的養護の現場での活用が進んでいる

ライフストーリーワークの取組例

- 児童が自身の生い立ちに関する事実を「肯定的」に捕らえ、誇りをもって語れるように児童と対話
「あなたのお母さんは、あなたを育てられなかったけれども、あなたのことを考えて安全に育ててくれる乳児院に預けることにした」等・・・
- ライフストーリーブックに児童の生い立ちを整理
- 児童が過去にいた乳児院等のゆかりの地を訪問 など・・・